

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第13回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第7番 儘田委員さん、第8番 新井委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

諸報告をさせていただきます。2月29日 行政視察、市内農家を回り加藤会長、石川職務代理、農業委員さんにご参加をいただきました。3月11日 農業振興地域整備促進協議会・担い手育成総合支援協議会が市役所会議室で行われ、町田土地部会長にご出席をいただきました。3月18日 東京都農業会議第134回通常総会を、立川のホテルエミシア東京立川で行われ、加藤会長にご参加をいただきました。3月19日 地域計画協議の場 第2回目を霞共益会館で行われ、加藤会長石川職務代理、久保田委員さん、高山委員さん川口委員さんにご参加をいただきました。3月22日 次世代人材投資事業の就農状況確認を市役所で行い、高山土地副部会長にお願いをして就農状況の確認を行いました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件を上程いたします。

なお、整理番号1番は野村委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、野村委員さんには退席いただきます。

それでは、整理番号1番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について説明します。

担当地とは異なりますけれども私が現地調査をすることになりました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番は、案内図の通り軍畑大橋の手前、吉野街道に接したところになります。ここには大根、ノラボウ、ブロッコリー、白菜、玉ネギのほか、北側一帯には梅が10本植わってしまして、管理は問題ない状況でございます。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一段の畑になっています。案内図の通り吉野街道隔てたところに面しています。ここには五葉松、椿、柿、梅、キウイ、ブルーベリー、イチジク、ミカンの植木など果樹を中心に、他にも長ネギ、キャベツ、ブロッコリー等が栽培されておりまして、きちんと管理されておりました。鹿の足跡が多くて被害が出ています。

議長

久保田委員の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 14 名]

議長

挙手14名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、野村委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

それでは整理番号2番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 八木です。

整理番号2番について説明します。

3月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は青梅消防署の裏にある畑です。現在はスナップエンドウ、絹サヤ、ノラボウ等が植わってしまして、その後、里芋、八ツ頭、ゴボウ等を植える予定です。私も2日に1回くらい畑の横を通り話をしますが、とてもきれいにされております。

地番は、半分ジャガイモが植えてあります。残り半分はこれからカボチャ、ナス、自宅用のハウレン草など葉物を作る予定だそうです。どちらもきれいに管理されており、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3、4番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号3番について説明します。

3月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、多摩川のそそり立つ段丘の上に位置します。ここには栗が15本植えて

委員

ありまして、管理上は問題ありませんでした。

地番は、J A西東京の吉野支店の北側に位置しています。ここには小松菜、ノラボウ、ジャガイモ、梅が12本植林されておりまして、梅の根元にはフキが栽培されておりまして、管理は十分に行き届いておりました。

整理番号4番について説明します。

3月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一段の畑になっています。吉野街道から梅の公園に向かう左手の、やや傾斜したところになります。ここには梅が30本、ミカン3本、柚子2本の他に、玉ネギ、エンドウ、ブロッコリーが栽培されておりまして、管理は十分に行き届いておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番について、石川委員さんの代わりに私が行きましたので説明をします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号5番について説明します。

3月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは旦那さんと持分が一緒になっていまして、経緯がわからないのですが、同じ時期ではなく違う時期に登録をしたのではないかなと思います。

ここは一反で東京都の委託苗木が植えてあり、他のところは白菜が

委員

残っていました。南側の方は草がありましたので、きれいにしていただきたいと伝えました。持分 7/9 の方が入院したりしていて、畑に出られないということで、弟さんが畑に出て耕作しているとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号 6 番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 13 番 鈴木です。

整理番号 6 番について説明します。

3 月 14 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは自宅前の一段の畑になっていまして、耕作は十分にされておりました。冬野菜のネギ、大根、玉ネギ、エンドウ等が耕作されておりました。耕作されていないところも草刈り、耕耘等がされており、畑として十分管理されている土地になっておりました。本人は 80 歳なのですが、十分やる気がありまして、出来ないような力作業は、妹さんの旦那さんに力を借りて耕作は十分にされているそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号 7 番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号 7 番について説明します。

3 月 15 日 息子さん立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

委員

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

新町コープみらいさんの近くで、ビニールハウスが3棟立っており、農機具置き場、育苗ハウス、農業資材置き場になっています。母屋とハウスの間にはブルーベリーが4本植えてあり、南側にはイチジクが2本植えてありました。鉄骨のハウスの中には、花の苗、野菜苗のナス、ピーマン、ミニトマトが育苗されていて、これを園芸センターに出荷するということです。秋にはパンジー、ビオラを生産し、これを毎年しているそうです。きちんと肥培管理されています。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の3ページ、地図の11ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和5年4月10日に故障との診断を受けたため、
農地所有者である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地
法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われた
ものでございます。

現地調査でございますが、3月14日に八木委員さんで行いまして、主たる従事
者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の八木委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号4番 八木です。

この土地は耕作地だということで自宅に行ってみましたが、雨戸が閉まったままで
家族がいないものですから、近所の方に誰か訪れたら教えて欲しいと伝え、2か月く
らいしてからお姉さんという方が来られまして、「本人はもう退院出来ない、話をす
るのがやっとだ、体を動かすことは出来ない」ということで、このような指摘があり
ますと伝えたら、すぐに都市計画課に行って「地目変更したい、自宅も全て売ってし
まいたい」と話をしていました。何年か前までは、自宅前で小屋を建てて野菜を販売
していたのですが、もう病院から出ることが出来ないということなら仕方がないかな
と思います。

事務局

整理番号 2 番

《相続人、被相続人、被相続人、耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和 5 年 7 月 1 日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、3 月 1 4 に鈴木委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1、2 番について、鈴木委員さんからの補足説明はございますか。

委員

議席番号 1 3 番 鈴木です。

整理番号 1 番について説明します。

相続人ご本人ではなく、相続人の奥様と一緒に調査をさせていただきました。

土地は、上 4 筆と下 5 筆に分かれていまして、ここは J R 青梅線で分断された土地になっています。ですので耕耘機など機械類は一切通れない土地です。一団の土地になっていますが、実際には分断された土地になっています。地番は梅が 1 5 本、果物類が植えてあり剪定されております。他の 7 筆は作物は作っていませんが、大型の耕耘機を新たに購入し、きれいに耕作された状態でした。今、梅が植わっている以外の土地には、春野菜、夏野菜の他に果樹類等の栽培も考えて栽培していきたいということです。畑として十分に管理されている状態でした。

整理番号 2 番について説明します。

地番と地番の間に家があります。地番は自宅の裏側で北側になります。地番につきましては、栗が 5 本、ミカン 3 本、ベリー類の果樹が植えて

委員

議席番号 8 番 新井です。

整理番号 1 番について説明します。

地番は花木園の裏の広い駐車場の前です。ここは傾斜になっていまし

委員

て、今後、果樹類を植えたいと話していました。草刈りもされておりきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号 2, 3 番について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の影山です。

整理番号 2 番 3 番については事務局の説明の通りです。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」3 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 5 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第 4 条第 1 項の規定によ

議長

る事業計画の認定についての決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の6ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第5号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第5号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で露地野菜を栽培する計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

事務局

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第5号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、3月15日に加藤委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から補足説明いたします。

委員

整理番号1番について説明します。

3月15日に調査をしてきました。

この場所は、前回の方が借りて近所の人から草がひどく苦情が入っていました。今度は借り人が変わるということで見てきました。瑞穂で農業を頑張っている人で、ここでは何を作るのかと聞きましたら、トウモロコシと白菜を作りたいと言っていました。家に囲まれている畑なので、気を付けてくださいということを伝えました。よろしくご審議をお願いします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

質疑

議案第6号、別紙3の本人との契約書の地目が田となっています。この方は田んぼも持っていて貸しているのです、地目が田なのでしょう。

事務局

台帳を確認したところ、現況も地目も畑になっていますので、東京都農業会議に確認しまして修正していただくようにします。

質疑 榎戸委員

瑞穂の さんは広く農業をされているのですが、わざわざ青梅の今寺に借りる経緯が知りたいです。青梅市内で借りる方がいなかったから瑞穂の方ということなのでしょう。

別紙1に育苗ハウスを建てると書いてありますが、これは間違いですか。

事務局

育苗ハウスは間違いです。トウモロコシと白菜と言っていました。

経緯ですが、元々は さんと言うご夫妻ではない新規就農者の方が貸借円滑法で借りていまして、 さんが体調不良により出来なくなったということで、引き続き優良な土地なので次の方に貸すというときに、事務局の方で さんというこのエリアで広げている方がいるのでご相談したのですが、これ以上広げるのが難しいと言われてまして、東京都農業会議の方に相談したところ、青梅で広げたいという方がいなかったの、瑞穂の ファームスをご紹介いただきました。そこにタイミングよく乗せていただいたという経緯になります。

議長

出来れば青梅で一生懸命されている方がやると効率的なのかなと思いますが、今後は新規就農者をより多く増やして新しい人に市内の畑を借りてもらえれば良いと思います。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の7ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

事務局

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年5月1日から2027年4月20日までの3年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、川崎さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、稲作をする予定になっております。

現地調査につきましては、3月15日に加藤会長と行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

事務局

次に整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第6号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年5月1日から2029年4月30日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、《議案第5号 別紙2》の調書の通り、各要件と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきまして、1月の総会の際、現況が3筆に分かれており、一団となっている さんと さんの農地を先に諮っており、その際に石川委員さんに今回の2筆も御確認をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について加藤から補足説明させていただきます。

田んぼですが、 さんが、一生懸命頑張ってやっけていまして、保育園の子供たちが田植えを体験したいですとか、色々な方に呼びかけて、これから田んぼを頑張るとおっしゃっていました。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号2番について補足説明させていただきます。

委員

先月 さん立会いの下でお話を聞きましたけど、 さんはここで藤橋の畑を借りまして一生懸命よくやられています。この畑は前任者が作物を作ってくれずに、周りの方から苦情がきていた畑なので、しっかり耕作してくださいとお伝えしてあります。 さんは草も生やさずにしっかりとやられていますので大丈夫だと思います。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用 集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第7号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第7号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を御説明いたします。本案件は、農地所有者が自ら農園を開設する農家開設型農園による手続きです。議案の8ページをご覧ください。

農家開設型農園の場合、青梅市と所有者の間で貸付協定を作成し、その後、所有者が貸付規定を作成いたします。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。青梅市が土地所有者と特定農地貸付協定を締結している農家開設型市民農園について、所有者から新規に開設し

事務局

たい旨の申請がありました。

その申請を受け、青梅市長より特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、農業委員会へ承認の申請がございました。

別紙1が貸付協定、別紙2が貸付規定、別紙3が農業委員会への申請書の写しとなっております。

承認を受けようとする農地でございますが、

整理番号1	地番	畑	m ² のうち	m ²
	地番	畑	m ² のうち	m ²
	地番	畑	m ² のうち	m ²

区画数としては**14区画**（予定）

所有者住所・氏名

現地調査でございますが、3月14日に新井委員さんで行いまして、開設することについて、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について事務局の説明の通りですが、こういう制度があるということなので、この制度を利用するということに関しては仕方がないのかなと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第7号「特定農地貸付けに関する承認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第8号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の10ページを御覧ください。整理番号1番を御説明いたします。

【議案参照読み上げ】

それでは、御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされ

事務局

ていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第8号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第8号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間もともに、2024年5月1日から2031年4月30日までの7年間となっております。

また使用申請地において借り人は、露地野菜を行う予定になっております。

事務局

現地調査につきましては、3月15日に町田委員さんで行いまして、ともに支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

3月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

今耕耘されている畑ですが、前回も借りていたようで、今回継続して2回目です。露地野菜ということですが、サツマイモ苗を植えて子供たちと芋ほりをやるということをしていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

質疑 森田委員

今、新規と言われましたけど、町田委員さんの説明ですと前にも借りられていたということですが、どういうことで新規なのでしょう。

事務局

更新とは期限内で申請をしてもらい期限内で農業委員会の総会にかけて空白なく更新になるのですが、今回は一度切れてしまい、もう一度申請をし直しているのが新規という扱いになります。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第8号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、16件で3～5ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「耕作証明書について」は、1件で6ページ記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で7ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

議長

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。
慎重な御審議を賜りありがとうございました。
感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。
なお、全員協議会は午後 3 時 3 0 分から開会いたします。